

## 丸亀市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定により、財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づき団体が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成25年5月29日

丸亀市監査委員 三谷英昭

- 1 措置を講じた団体  
丸亀市商工会議所  
飯野地区地域づくり推進協議会  
岡田コミュニティ
- 2 監査実施日及び監査の種類  
平成24年9月28日  
財政援助団体監査（公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む）
- 3 監査の結果に関する報告の提出日  
平成25年3月18日
- 4 措置通知年月日  
平成25年5月22日付け
- 5 指摘事項及び講じた措置の内容  
別紙のとおり

## 平成24年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に対する講じた措置の内容について

### 1. 丸亀商工会議所

#### (1)改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	<p>まるがめ婆娑羅まつり 2011 の決算書で、イベント開催費、広報費及び雑費は決算額が予算額を上回っているが、予算額を超えて支出する必要があるときは、事前に決裁権者の決裁を得てから支出すること。</p>	<p>今後は、ご指摘のとおり各科目の予算額を超えて支出することが見込まれる場合には、事前に決裁権者の決裁を仰いでから支出することにいたします。</p>
	<p>ファックスで見積書を徴しているものが見受けられるが、事故を防ぐためにも原本を徴すること。</p>	<p>今後は、見積書の原本を徴することにいたします。</p>
	<p>まるがめ婆娑羅まつり 2011 保険の見積書に、見積業者の住所、代表者職氏名、代表者印の押印がないものがあったが、責任の所在を明確にするためにも、代表者に関する事項の記載及び押印のある正当な見積書の提出を求めること。また、見積書の金額訂正をしているが、内部での訂正は不適切であるので、相手方の意思表示として再度見積書を徴すること。</p>	<p>ご指摘のあった見積書については、保険代理店の住所、代表者職氏名、代表者印を記名・押印し、金額の正しい見積書を再度徴収しました。今後は、ご指摘のとおり契約相手方の住所、代表者職氏名、代表者印を記名・押印した見積書を徴していきます。</p>
	<p>一者随意契約が多く見受けられるが、競争性及び透明性の確保の点から、基準を定めて一定金額以上の契約では二者以上から見積書を徴すること。</p>	<p>内部で検討の結果、独自の技術力や専門性、また免許取得などの特殊な業務契約を除いて、一般的な契約については、原則として契約金額が 50 万円を超えるものは、ご指摘どおり二者以上から見積書を徴することとします。</p>

## (2) 検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	商店街振興や中心市街地の活性化を図るために、TMO を活用していただきたい。	平成 12 年 5 月に丸亀TMOを設立して以来、さまざまな商店街活性化事業を実施し、空き店舗対策事業や各イベントを通じて中心市街地への集客等について成果を挙げてきました。平成 25 年度では中央商店街空き店舗実態（所有者意向）調査を行い、その結果をHPに公開して関係行政とも連携をとりながら、中心市街地への開業希望者を積極的に支援していきたいと考えています。
	平成 23 年度まるがめ娑婆羅まつりの決算を見ると繰越金が増える傾向にあるが、あまり多くなれば補助金の減額も検討すべきと思われるので、繰越金の額はどの程度が適正かを担当課と協議していただきたい。	「まるがめ娑婆羅まつり」の開催については、総経費の約 60% が市内外の事業所からの協賛金で運営されています。このため、経済情勢の動向で協賛金が大きく変動することも予想されると同時に、期間中の天候にも大きな影響を受けることがあります。このようなことから、常に必要最低限の予備費は確保しておかなければならず、今後は市担当課と十分に協議し、適正な額を取り決めたいと考えています。
	秋寅の館は事業を開始してから 10 年が経過するので、再度位置づけを見直して、今後のあり方を検討していただきたい。	平成 14 年 12 月に開館した後、毎年 1 万人以上の市民や観光客が訪れ、交流や情報発信、また市民ギャラリーとして高い評価を得ている事業です。今後は、これまでのような活用に留まらず、市、地元商店街関係者と連携をしながら、さらに多くの人たちが利用・活用できるような新たな取り組みを目指したいと考えています。

## 2. 飯野地区地域づくり推進協議会

### (1) 改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	見積書を徴した際は、会長が確認して承認したという決定印を押印してもらうこと。	ご指摘のとおり、今後は会長の決定印を押印することとした。

	<p>代議員研修費の支出は、各参加者が負担する参加費を差引いた額を支出額としているが、総計予算主義の原則に沿って参加費は収入で受け、研修費は支出として、それぞれ収入、支出の手続きをとること。</p>	<p>平成 25 年度より収入、支出の手続きをとることとした。</p>
	<p>予算額を超えて支出する場合に本来は総会の承認が必要であるが、その都度総会を開くのも難しいので、事前に予算流用の手続きを定めておき、決裁を得てから支出すること。</p>	<p>ご指摘に沿い、平成 25 年度より適正な会計運用を考慮した内部規定を定め運用することとした。</p>
	<p>旅費については、1 年間まとめて支払うのではなく、命令した月の翌月に前月分の支払いをすること。</p>	<p>旅費については、自己申告制を採用していたので、全員が出そろうまで時間を要したので 1 年間で精算をしていたが、平成 25 年度より申告月の翌月に支払いすることとした。</p>
	<p>町民体育祭のお祝い金を 8 月 31 日に支出し、雨天中止のため 9 月 6 日に返金しているが、出納簿で返還金を収入に計上しているので、支出の減額として当該支出予算に戻し入れる処理をすること。その際、戻入票を作成しお金の流れを明確にしておくこと。</p>	<p>当該支出予算に戻し入れる戻入処理をすることとした。</p>
指定管理委託料に関する事項	<p>定期的に使用する団体のセンター使用料はキャンセルが出るとい理由で月末に徴収しているが、丸亀市コミュニティセンター条例第 5 条第 3 項で、「前 2 項に定める使用料は前納しなければならない。」と規定されているので、使用する前に納付してもらうこと。</p>	<p>利用者の利便性、事務の煩雑を考慮し月末に徴収していたが、平成 25 年度より条例どおり納付するようクラブ連絡会において周知した。</p>
	<p>コミュニティで購入した備品についても、備品台帳を作成し、きちんと管理すること。</p>	<p>コミュニティで購入した備品は、備品台帳を作成し正確な備品管理を行なうよう改善することとした。</p>
	<p>浄化槽維持管理業務委託、施設警備業務契約書は、自動更新条項が記載されているが、後年度予算の裏づけのない契約はできないので、次回契約時にはこの条項を削除し改めて契約を締結すること。</p>	<p>平成 25 年度より自動更新契約の条項を削除し契約を締結することとした。</p>

	<p>給料から控除した社会保険料等を、指定管理委託料を管理している通帳に入金し収入の処理をしているが、社会保険料等は預かり金として別口座に保管し、事業者負担分と合わせて支出すること。</p>	<p>平成 25 年度より社会保険料等への支払い用に別口座を開設し、個人負担分の預かりを別口座で保管することとした。</p>
	<p>会長等の報酬に関する取り決めにより報酬を支出しているが、その取り決めには額の定めがなく支出根拠が不明確である。規定内で額を謳わないのであれば、決裁により内部の意思決定をすること。</p>	<p>3月の役員会において、平成 25 年度予算審議の中において報酬額の承認を得て、会長決裁により支出することとした。</p>

### 3. 岡田コミュニティ

#### (1)改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	<p>男性のための料理教室や親子交流パンづくり教室で個人からの参加費を戻入として処理しているが、参加費は収入票を作成し収入とし、支出と区別すること。</p>	<p>各部参加費については、平成 25 年度予算から収入の部の諸収入に明確に明記し、処理する。</p>
	<p>賠償責任保険の見舞金を、支出伺同命令書で支出し、その後、保険会社から保険金が入金された際に戻入票により処理しているが、誤払いや過渡しではないので戻入ではなく収入に計上すること。また、前年度のNPO活動総合保険の確定による返還保険料を戻入として処理しているが、過年度支出に係る返金なので現年度の収入として雑入に入れること。</p>	<p>賠償責任保険の戻入は、監査を受けた 1 回のみで、それ以降ありません。平成 25 年度からは、現年度の諸収入で対応します。</p>
	<p>コミュニティから婦人会に活動助成金を支出しているが、被補助団体が他の団体に補助することは好ましくないため今後は支出しないこと。</p>	<p>コミュニティでは、平成 25 年度から婦人会等に補助をしません。</p>

指定管理委託料に関する事項	支出伺同命令書の消耗品の支出で平成 24 年 3 月 27 日現在の予算残額がマイナスとなっているが、予算を超えて執行する場合に本来は総会の承認事項であるが、その都度総会を開くのも難しいので、事前に予算流用の手続きを定めておいて、決裁を得てから支出すること。	平成 24 年度からは「岡田コミュニティ決裁規定」で定められたとおり会長の決裁後、補正・流用するようにしている。
	見積書を徴した時は決裁権者が了解したという決定印を押印すること。また、その決定を会長が行わない場合は、権限を下ろすこともできるので決裁権者を誰にするか役員会で決めておくこと。	監査指摘後、常に会長が対応している。

## (2) 検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	小口現金は急にお金が必要となった時のために用意しておき、その後に支出伺同命令書で決裁を得て同額を銀行口座より支出し、小口現金に補充し常に一定額にしておくという方法が良いと思われるので、そういう管理の仕方も参考にさせていただきたい。	指摘事項を参考に管理方法を検討いたします。